

② 8月以降の後期高齢者医療の資格確認書等の交付について

問 保険年金課(内線 142) 笠間支所保険福祉課(内線 72136) 岩間支所保険福祉課(内線 73181)

後期高齢者医療制度では、国の方針に基づく暫定的な運用として、令和8年7月31日まで、被保険者全員に資格確認書を交付しています。

令和8年8月1日から令和9年7月31日までは、8月1日時点の年齢とマイナ保険証の利用状況によりお手元に届くものが異なりますので、ご注意ください。

令和8年8月1日時点で85歳以上の方 全員に「資格確認書」を交付します。

令和8年8月1日時点で84歳以下の方

(1)マイナ保険証を普段からご利用されている方は「資格情報のお知らせ」を交付します。

(以下の条件をともに満たす方)

- ・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用された方
- ・概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用された方

※「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けられませんので、マイナ保険証と併せて携行してください。

(2)上記(1)以外の方には「資格確認書」を交付します。

③ 道路への倒木・枝の張り出しにご注意ください 問 管理課(内線 580)

道路や歩道への倒木や枝の張り出しにより、通行の妨げや、標識などが見えにくくなっている箇所が見受けられます。

これらが原因で車両や歩行者に事故が発生した場合には、事故の原因となった樹木の所有者の責任を問われる場合があります。

根拠法令 民法第717条：土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

道路法第43条：道路に関する禁止事項

次のような状況にある場合、樹木の所有者の方は早急に樹木の伐採または枝払いをお願いします。

危険な状況の例

1. 道路や歩道に樹木が張り出している
2. 枯れ木や枯れ枝による通行障害がある
3. 竹林の繁茂による通行障害がある

作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、事前に最寄りの東京電力パワーグリッド(株)または、NTT各支店に連絡し、立ち会いのもと行ってください。
2. 通行する車両・自転車と歩行者の安全確保に十分ご配慮ください。
3. 通行止めをして作業をする場合は、笠間警察署への手続きが必要になりますので管理課までご相談ください。

④ 勤務時間外の電話対応について

問 人事課(内線 550)

市では、「持続可能な行政サービスの提供」を目指し、職員の働き方改革に取り組んでいます。

その一環として、勤務時間(午前8時30分～午後5時15分)以外や、土・日・祝日などにおける、職員個人への電話などによる業務に関するお問い合わせや連絡については、対応を控えさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、災害や人命にかかわる事態など緊急時の連絡については、この限りではありません。